

平成 28 年 3 月 23 日

文部科学大臣
馳 浩 様

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田 寿昭

奨学金制度に関わる要望書

20 年前には 2 割程度だった奨学金利用者は年々増加し、現在では大学生の約半数が何らかの奨学金を利用しています。家計収入が増えない一方、大学の授業料が高騰している中で、多くの大学生が奨学金やアルバイトに頼って生活しています。そして、その奨学金の約 9 割は「貸与型」といわれるもので、卒業後に返済が義務づけられたものです。多くの若者が大学卒業時点で、すでに数百万円の借金を抱えて社会に出ていっています。加えて、この間、非正規雇用や低賃金労働が拡大しており、大学を卒業しても十分な収入が得られず、奨学金の返済できなくなっている人も増えています。

世界の先進諸国を見ると、ほとんどの国が公的な「給付型」の奨学金制度を持っており、大学の授業料が無償の国も半数近くとなっています。社会の未来を担う子どもの教育は、社会全体で支えていくこと、貧しい家庭に生まれたとしても、教育の機会を保障することは、世界の先進諸国では常識であり、このために大学の授業料を抑え、「給付型」の奨学金制度を設けています。残念なことに、OECD 加盟 34 ヶ国のうち、大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけとなっています。

こうした状況を改善するために、昨年より文部科学省に「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」が設置され、奨学金制度のあり方が検討されてきました。今年の 2 月には「第 1 次まとめ」が出され、3 月末を目処に取りまとめを行う予定となっています。当面、まず所得連動返還型奨学金制度が大学生などにとって安心して利用できるようにしていくことが大切です。あわせて、「第 1 次まとめ」で「今後検討すべき事項」についてもすぐに着手される必要があります。以下、重点と思われる 3 点について、要望いたします。

1. 最低返還月額を 0 円にし、返還を開始する最低年収も 300 万円からとすること

現在検討されている「所得連動返還型奨学金制度」について、「第 1 次まとめ」では、「最低返還月額」が年収 0 円であっても「2000～3000 円」となっており、返還を開始する最低年収も「年収 0 円から返還開始」とされていますが、これでは、将来安定した収入が見通せない経済社会環境の下にある大学生にとっては安心して利用することができません。現在ある制度においても、年収 300 万円以下（給与所得者以外は 200 万円）は返還猶予を認められていることを踏まえるならば、返還を開始する最低年収を 300 万円からとし、年収が 0 円の場合には返還月額も 0 円とすることを要望します。

2. 有利子奨学金にも早期に導入し、既に返還を開始している人への適用も早期に行うこと

今回の所得連動返還型奨学金制度は、「無利子奨学金」を先行導入するとしていますが、返済の困難になっている延滞者の多くは「有利子奨学金」を受けていた人です。したがって、「有利子奨学金」についても早期に導入することを要望します。また、平成 29 年度新規貸与者から適用とされていますが、既に返還を開始している人にも早期に適用できるようにすることを要望します。

3. 大学生・高校生を対象とした新たな給付型奨学金制度の創設のための検討の場を早期に設置すること

すでに多くの先進諸国で導入されている公的な給付型奨学金制度を創設するために、利用者（当事者、保護者）や法律家などの代表を含めた検討の場を早期に設置することを要望します。

大学生のみならず、収入が少なく、生活がきびしい家庭の高校生にも、勉学の道を保障していくために、大学生・高校生などを対象とした給付型奨学金制度の創設を要望します。

以上